

平成24年12月定例会

和歌山県議会議案

平成24年度和歌山県一般会計補正予算

平成24年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981,321千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ580,504,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

平成24年12月10日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		164,491,506 ^{千円}	190,744 ^{千円}	164,682,250 ^{千円}
	1 地方交付税	164,491,506	190,744	164,682,250
9 国庫支出金		79,708,654	498,945	80,207,599
	1 国庫負担金	38,219,104	87,947	38,307,051
	2 国庫補助金	39,941,839	410,998	40,352,837
12 繰入金		20,041,214	△151,968	19,889,246
	2 基金繰入金	19,350,857	△151,968	19,198,889
15 県債		97,365,300	443,600	97,808,900
	1 県債	97,365,300	443,600	97,808,900
歳入合計		579,522,843	981,321	580,504,164

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 28,740,413	千円 145,000	千円 28,885,413
	3 徴税費	3,792,696	145,000	3,937,696
5 労働費		3,873,943	△151,968	3,721,975
	1 労政費	3,010,442	△151,968	2,858,474
6 農林水産業費		24,793,488	336,821	25,130,309
	4 林業費	7,097,839	336,821	7,434,660
8 土木費		92,181,902	405,844	92,587,746
	2 道路橋りょう費	42,209,509	405,844	42,615,353
9 警察費		28,916,594	245,624	29,162,218
	2 警察活動費	2,542,321	245,624	2,787,945
歳出合計		579,522,843	981,321	580,504,164

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			649,559 ^{千円}
	4 林業費		520,954
		一般治山	507,837
		治山激甚災害対策特別緊急	13,117
	5 水産業費		128,605
		水産基盤整備	128,605
8 土木費			5,496,857
	2 道路橋りょう費		372,903
		道路維持	12,600
		道路保全	360,303
	3 河川海岸費		2,267,529
		河川等災害関連	501,743
		河川修繕	45,728
		河川整備	1,720,058
	4 港湾費		19,425
		海岸整備（港湾）	19,425
	5 都市計画費		2,837,000
		国体関連公園施設整備	2,837,000
9 警察費			220,769
	2 警察活動費		220,769
		交通安全施設整備	220,769
11 災害復旧費			3,783,430
	2 土木施設災害復旧費		3,783,430
		土木施設災害復旧	3,783,430
合		計	10,150,615

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成24年度緊急雇用創出事業臨時特例基金活用	平成25年度 (1年)	151,968 ^{千円}

第4表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共災害関連事業	千円 3,101,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共治山事業	431,600	以下同上	以下同上	以下同上
公共道路事業	14,019,400			
警察施設整備事業	1,292,400			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<small>千円</small> 3,163,600	(1) 借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2) 借入時期 平成24年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。 (3) 借入方法 普通貸借又は 債券発行	<small>%</small> 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。
437,400	以下同上	以下同上	以下同上
14,263,200			
1,424,700			